

和水町立菊水小学校スクールバス運行業務
公募型プロポーザル募集要領

令和元年12月

和水町教育委員会学校教育課

1 目的

この要領は、和水町立菊水小学校児童の通学の安全確保を目的としたスクールバス運行業務(以下「本業務」という。)において、本業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

和水町立菊水小学校スクールバス運行業務

3 委託業務内容

別紙「和水町立菊水小学校スクールバス運行業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 委託料の上限額

令和2年度～4年度の各年度 26,832,000 円

⇒3年間の合計金額 80,496,000 円

(上記の金額には、消費税及び地方消費税を含む。)

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (4) 国、県、市等において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 玉名管内に本社、支社(支店)を置く法人等であること。
- (7) 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

6 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和元年12月19日(木)
参加表明書等の提出期限	令和元年12月27日(金) 午後5時まで
質問書受付期限	令和元年12月27日(金) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和2年1月10日(金)
企画提案書等の提出期限	令和2年1月15日(水) 午後5時まで
一次審査結果の通知	令和2年1月22日(水)
(二次審査)プレゼンテーション	令和2年1月下旬～2月上旬予定
二次審査結果の通知	令和2年2月上旬～中旬予定
業務委託に係る協議及び契約締結	令和2年2月以降

7 参加申し込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申し込み方法は次のとおりとする。

(1) 提出物

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要関係書類(所在地、資本金、事業内容、社歴、連絡先等が確認できるもの)
- ③ 地方公共団体との同種又は類似業務の実績が確認できるもの(契約書の写し等)
- ④ 登記簿謄本(写しでも可)
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書(提出期限から6か月以内のもの、写しでも可)

(2) 提出部数

正本1部 副本7部

(3) 提出期限

令和元年12月27日(金) 午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。
* ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先 和水町教育委員会学校教育課

- * 14【問い合わせ先】を参照
- * 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。

8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書【様式2】に記入のうえ、電子メールにて提出すること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。なお、メールの件名は、「和水町スクールバスプロポーザル関係質問」とすること。

(2) 受付期限

令和元年12月27日(金) 午後5時まで必着

(3) メールアドレス gakkou@town.nagomi.lg.jp

(4) 質問書の回答

- ① 令和2年1月10日(金)までに、参加申込みがあった全ての者にメールで回答する。
- ② ①の質問書に対する回答により、募集要領等の追加又は修正があったものとみなす。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書表題【様式3】

② 企画提案書(任意様式、ただしA4サイズにまとめること。)

* 企画提案書の内容、構成については、11【委託先の選定方法】の(3)【審査項目及び評価基準】にある評価基準の項目に沿うこと。

③ 見積書及び見積内訳書(任意様式、ただしA4サイズにまとめること。)

* 見積額については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(九運公福第61号平成14年1月30日制定)の別紙1及び別紙2に基づき算出すること。

(2) 提出部数

8部

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出すること。

* ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和2年1月15日(水) 午後5時まで(必着)

(5) 提出先

和水町教育委員会学校教育課

* 14【問い合わせ先】を参照

* 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。

10 プレゼンテーションの実施

(1)日 時 令和2年1月下旬から2月上旬にかけてを予定。詳細については後日連絡する。

(2)場 所 和水町役場

(3)出席者 最大人数 3人

(4)提案内容の説明

①プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

②説明時間は20分以内とする。＊準備時間は含まない。

③質疑応答は10分以内とする。

(5)備品の貸出

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各社が用意すること。ただし、スクリーンは町から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6)参加の辞退

参加申込書提出後、都合により辞退する際は、参加辞退届【様式4】を郵送(簡易書留に限る。)又は持参により令和2年1月24日(金)午後5時までに提出すること。

11 委託先の選定方法

(1)一次審査

一次審査は「和水町立小学校スクールバス運行業務委託業者選定委員会」が参加資格要件、企画提案書等の確認及び審査を行い、最高点から順に最大4者を選定する。ただし、応募者が4者以下の場合、一次審査を省略することがある。

一次審査を通過した者に対して、プレゼンテーションを依頼する。

(2)二次審査

二次審査は「和水町立小学校スクールバス運行業務委託業者選定委員会」がプレゼンテーションの審査を行い、最高点を獲得した1者を本業務の受託予定者とする。ただし、当該点数を選定委員の人数で割った値が二次審査基準点未満であった場合は、契約を締結しないこととし、また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は次点者を新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、合計評価点を選定委員の人数で割った値が二次審査基準点に達し、かつ、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、受託予定者とする。

二次審査基準点:110点満点中66点

(3) 審査項目及び評価基準

委託業者の選定に係る評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

① 一次審査

評価項目		評価基準	配点
1企業の業務遂行能力	提案会社の参加資格に関する事	募集要領の参加資格要件を満たしているか。	25
	提案会社の信用状況に関する事	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有しているか。	25
	本業務に係る業務実績に関する事	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	25
2提案見積額	見積額に関する事		25
合 計			100

② 二次審査

評価項目		評価基準	配点
1企業の業務遂行能力	提案会社の信用状況に関する事	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模(人員、車両含む。)及び安定的な経営基盤を有しているか。	10
	本業務に係る業務実績に関する事	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	20
2業務提案内容	本業務に係る基本的な考え方	本業務に対する基本的な考え方、基本方針は満足するものであるか。貸切バス事業者安全性評価認定の取得等はあるか。	20
	安全管理体制に関する事	事故等の防止策・取組み等、市又は第三者に被害を与えた場合の補償等は十分であるか。	20
	緊急時の対応について	事故及び自然災害等発生時の対処方法、使用車両が故障等により使用不可となった際の対応体制等は十分であるか。	10

	業務実施体制について	安全運行のための実施方法、運行責任者の配置、運転士等の配置計画、運転士の代替確保体制、社員の教育体制等は十分であるか。	10
	準備体制について	試験運転を含めた4月からの運行開始に対する準備は速やかに対応できるか。	5
	自由意見、提案	事業者としての優位性とアピール	5
3提案見積額	見積額に関すること		10
合 計			110

(4) 審査方法

① 提案見積額以外の評価項目

評 価		得点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

② 提案見積額

提案見積額の得点 = 配点 × 最低提案見積額 / 当該提案見積額

(小数点以下第1位を四捨五入)

(5) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

12 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに掛かる経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、和水町はいかなる責任も負わない。

14 問い合わせ先

所在地 865-0192 熊本県和水町江田3886番地
担当者 和水町教育委員会学校教育課
電話番号 0968-86-3131
電子メール gakkou@town.nagomi.lg.jp